

知基第48-2号
令和5年6月12日

内閣府政策統括官（重要土地担当） 殿

沖縄県知事
(公印省略)

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第5条第1項に基づく注視区域及び同法第12条第1項に基づく特別注視区域の指定（案）について

令和5年5月12日付け府政土第98号で照会がありましたみだしのことについて、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 地域の実情に関する情報 別紙1のとおり
- 2 その他の意見 別紙2のとおり

担当：知事公室基地対策課

電話：098-866-2460

担当：町田、大嶺

メール：

その他の意見

その他の意見を下記のとおり提出するので、県民の理解が得られるよう、これらを尊重することを強く求めます。

記

- (1) 沖縄県においては、戦後78年を迎える現在もなお、在日米軍専用施設面積の70.3パーセントが集中し、また、宮古島や石垣島等の離島地域においても自衛隊施設の建設が進められている。住民の基地負担軽減が進まない中、注視区域又は特別注視区域（以下「注視区域等」という）を指定することについては、機能阻害行為が明確でないことに加え、土地の売買といった県民の経済活動を含め、さらなる負担を強いるものであるとして、極めて強い反対意見がある。国においては最大限地域の実情を踏まえ、対応すること。
- (2) 注視区域等の指定は重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「法」という。）の趣旨にかかわらず、民間の投資やその他の活動に影響を与えかねず、ひいては地方自治体の都市計画や税収等にも影響が及びかねないところ、自衛隊施設を含め広大な防衛関係施設が所在し、また、多くの国境離島等を抱える本県においては、このような影響が広範囲に及ぶ恐れがあるため、真に最小限度のものとすること。
- (3) 法第5条第1項は「重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能または当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定できる」としているところ、今回の候補地については、基本方針の第2に掲げる「2 注視区域の指定の対象」や「3 特別注視区域の指定の対象」に該当することは示されており、重要施設からおおむね千メートルの範囲であることは確認できるものの、法第5条第1項に規定する「特に防止する必要」が明らかではなく、指定の必要性を十分に確認できないと言わざるを得ない。注視区域等として指定する具体的な必要性を明らかにすること。

- (4) 特に国境離島等に係る注視区域等については、重要施設の敷地の周囲とは異なり、法令上、その範囲が定量的に示されていないことを踏まえ、当該土地を注視区域等として指定する必要性を明確に示すこと。
- (5) 重要施設の移設や整理等により注視区域等として指定する事由がなくなった場合又は指定すべき注視区域等の範囲が縮小する場合は、速やかに注視区域等の指定の解除又はその区域の変更を行うこと。
- (6) 排他的経済水域等の外縁を根拠づける低潮線の保全が必要な海域については、低潮線保全区域として具体的な範囲が政令に示されており、安全保障上の観点に配慮しつつ、領海基線又はそのおおよその位置を示すことは可能と考えられることから、国境離島等を注視区域等として指定する場合、指定の事由となる領海基線又はそのおおよその位置も合わせて示すこと。
- (7) 初回の注視区域等を指定する告示においては、注視区域の範囲を「次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分」とし、特別注視区域についても、「内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分」としており、注視区域等の具体的な範囲は「内閣府に備え置いて縦覧に供する図面」（以下「図面」という。）によって示される仕組みになっている。このことを踏まえ、国民や事業者等が注視区域等の範囲を認識する上で誤解や混乱を招くことがないよう、図面に示されている重要施設等の名称と、注視区域等の名称の著しい不一致を解消すること（例：特別注視区域の名称として「知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）、知念高射教育訓練場（航空自衛隊）」が示されているが、これに対応する重要施設は、区域図（案）において「陸上自衛隊知念分屯地」として表示されている）。
- (8) 重要施設の敷地内の私有地の売買が行われる実態があること、また、(7)で示したように注視区域等の具体的な範囲は図面によるとされていること、さらに、特別注視区域における土地の売買等に伴う事前届け出等、罰則を伴う義務が課せられていることを踏まえ、土地等の所有者等が注視区域等の範囲を明確に把握し、法に基づく義務が適切に履行されるよう、当該図面において、重要施設と注視区域等の境界付近についても拡大図を示すなどして境界を明らかにすること。
- (9) 社会経済活動上の影響を最小限にし、土地等の所有者の理解を得るために、今後の注視区域等の指定の見通しについて、十分な情報を国民、地方公共団体に提供するとともに、パブリックコメントを行うこと。
- (10) 基本方針においては、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限するとのないよう留意すること及び「思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用

には関連しない情報を収集することはないこと」が示されており、法の運用に当たっては、この点を厳格に遵守すること。

- (11) 法の運用に対する懸念を払拭するため、注視区域等における調査の実施状況について、個人情報等に配慮した上で広く公表すること。